

京都府 漁業権に関する情報一覧
【区画漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京区第1号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字田井の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分55.8秒 東経135度28分33.6秒 イ 北緯35度33分58.3秒 東経135度28分36.0秒 ウ 北緯35度33分55.5秒 東経135度28分41.1秒 エ 北緯35度33分52.8秒 東経135度28分38.4秒	第一種区画漁業 わかめ養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市字田井	なし
京区第2号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字田井の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分17.4秒 東経135度27分 4.8秒 イ 北緯35度34分20.6秒 東経135度27分 4.8秒 ウ 北緯35度34分20.6秒 東経135度27分 7.6秒 エ 北緯35度34分17.4秒 東経135度27分 7.6秒	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市字田井	なし
京区第3号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字野原の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分36.7秒 東経135度25分21.3秒 イ 北緯35度34分36.8秒 東経135度25分19.4秒 ウ 北緯35度34分43.4秒 東経135度25分19.9秒 エ 北緯35度34分43.2秒 東経135度25分21.8秒	第一種区画漁業 わかめ養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市字野原	なし
京区第4号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字野原の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分19.4秒 東経135度25分 6.9秒 イ 北緯35度34分16.1秒 東経135度25分 5.9秒 ウ 北緯35度34分18.6秒 東経135度24分54.5秒 エ 北緯35度34分21.7秒 東経135度24分55.4秒	第一種区画漁業 わかめ養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市字野原	なし
京区第5号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字千歳の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度31分36.2秒 東経135度20分11.8秒 イ 北緯35度31分35.7秒 東経135度20分 6.7秒 ウ 北緯35度31分54.8秒 東経135度20分 2.2秒 エ 北緯35度31分55.3秒 東経135度20分 7.3秒	第一種区画漁業 藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第6号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字大丹生の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度31分 3.9秒 東経135度20分55.0秒 イ 北緯35度31分 4.7秒 東経135度20分50.1秒 ウ 北緯35度31分 8.5秒 東経135度20分50.5秒 エ 北緯35度31分 7.7秒 東経135度20分56.0秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第7号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字千歳の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分42.1秒 東経135度20分46.4秒 イ 北緯35度30分40.3秒 東経135度20分44.4秒 ウ 北緯35度30分43.3秒 東経135度20分38.8秒 エ 北緯35度30分45.0秒 東経135度20分41.2秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第8号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字佐波賀の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分15.8秒 東経135度21分38.2秒 イ 北緯35度30分 9.2秒 東経135度21分40.0秒 ウ 北緯35度30分 9.2秒 東経135度21分30.4秒 エ 北緯35度30分15.8秒 東経135度21分32.3秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第9号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字佐波賀の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分18.8秒 東経135度22分23.0秒 イ 北緯35度30分16.3秒 東経135度22分25.3秒 ウ 北緯35度30分14.5秒 東経135度22分16.6秒 エ 北緯35度30分17.6秒 東経135度22分17.8秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第10号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字佐波賀の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分15.0秒 東経135度22分40.8秒 イ 北緯35度30分11.8秒 東経135度22分39.9秒 ウ 北緯35度30分13.9秒 東経135度22分29.8秒 エ 北緯35度30分17.1秒 東経135度22分30.8秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第11号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字平の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分24.8秒 東経135度23分 4.2秒 イ 北緯35度30分24.8秒 東経135度23分 8.3秒 ウ 北緯35度30分20.2秒 東経135度23分 8.3秒 エ 北緯35度30分20.2秒 東経135度23分 4.2秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第12号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字長浜の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分32.9秒 東経135度22分 9.0秒 イ 北緯35度29分34.4秒 東経135度22分13.9秒 ウ 北緯35度29分28.0秒 東経135度22分16.2秒 エ 北緯35度29分25.7秒 東経135度22分11.6秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第13号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字長浜の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分27.0秒 東経135度22分 4.4秒 イ 北緯35度29分25.3秒 東経135度21分55.7秒 ウ 北緯35度29分22.2秒 東経135度21分52.0秒 エ 北緯35度29分26.2秒 東経135度21分49.5秒 オ 北緯35度29分29.1秒 東経135度21分53.2秒 カ 北緯35度29分31.3秒 東経135度22分 2.8秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第14号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字長浜の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分31.7秒 東経135度21分 3.2秒 イ 北緯35度29分38.3秒 東経135度20分57.5秒 ウ 北緯35度29分40.2秒 東経135度21分 0.8秒 エ 北緯35度29分33.6秒 東経135度21分 6.5秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第15号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字佐波賀の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分38.1秒 東経135度20分30.3秒 イ 北緯35度29分35.4秒 東経135度20分31.0秒 ウ 北緯35度29分34.2秒 東経135度20分23.8秒 エ 北緯35度29分36.9秒 東経135度20分23.1秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第16号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字長浜の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分 7.6秒 東経135度20分52.4秒 イ 北緯35度29分 4.0秒 東経135度20分41.0秒 ウ 北緯35度29分10.5秒 東経135度20分39.5秒 エ 北緯35度29分14.1秒 東経135度20分51.3秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第17号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字長浜の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分 5.7秒 東経135度20分39.0秒 イ 北緯35度29分 4.4秒 東経135度20分35.2秒 ウ 北緯35度29分11.2秒 東経135度20分33.3秒 エ 北緯35度29分12.4秒 東経135度20分37.1秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第18号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字和田の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度28分30.0秒 東経135度20分33.9秒 イ 北緯35度28分30.0秒 東経135度20分21.8秒 ウ 北緯35度28分33.9秒 東経135度20分20.8秒 エ 北緯35度28分33.9秒 東経135度20分33.9秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし
京区第19号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字喜多の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度27分58.8秒 東経135度19分 9.2秒 イ 北緯35度27分56.9秒 東経135度19分 7.6秒 ウ 北緯35度27分57.9秒 東経135度19分 6.0秒 エ 北緯35度28分 0.2秒 東経135度19分 7.7秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋及び字三浜を除く。)	なし

京区第20号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市宇吉田の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度28分43.7秒 東経135度19分10.7秒 イ 北緯35度28分42.7秒 東経135度19分 8.7秒 ウ 北緯35度28分43.6秒 東経135度19分 5.8秒 エ 北緯35度28分45.5秒 東経135度19分 5.2秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	舞鶴市(宇田井、宇成 生、宇野原、宇小橋及 び宇三浜を除く。)	なし
京区第21号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市宇吉田の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度28分51.1秒 東経135度19分29.3秒 イ 北緯35度28分44.0秒 東経135度19分25.0秒 ウ 北緯35度28分44.0秒 東経135度19分12.7秒 エ 北緯35度28分47.3秒 東経135度19分12.7秒 オ 北緯35度28分51.4秒 東経135度19分15.8秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	舞鶴市(宇田井、宇成 生、宇野原、宇小橋及 び宇三浜を除く。)	なし
京区第22号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市宇青井の地先	次のア及びイの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度29分 4.0秒 東経135度19分29.5秒 イ 北緯35度28分58.0秒 東経135度19分31.8秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	舞鶴市(宇田井、宇成 生、宇野原、宇小橋及 び宇三浜を除く。)	なし
京区第23号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市宇青井の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分13.3秒 東経135度19分32.8秒 イ 北緯35度29分20.6秒 東経135度19分34.7秒 ウ 北緯35度29分19.1秒 東経135度19分44.5秒 エ 北緯35度29分10.7秒 東経135度19分38.6秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	舞鶴市(宇田井、宇成 生、宇野原、宇小橋及 び宇三浜を除く。)	なし
京区第24号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	宮津市宇小田宿野の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分32.1秒 東経135度14分59.7秒 イ 北緯35度33分37.3秒 東経135度14分58.9秒 ウ 北緯35度33分37.6秒 東経135度15分 2.1秒 エ 北緯35度33分32.4秒 東経135度15分 2.9秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	宮津市宇石浦、宇由 良、宇脇、宇中村、宇小 寺、宇上司、宇銀丘、宇 中津、宇小田宿野、宇 島陰及び宇田井	なし
京区第25号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	宮津市宇小田宿野の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分 1.6秒 東経135度14分55.4秒 イ 北緯35度32分56.6秒 東経135度14分53.2秒 ウ 北緯35度32分57.9秒 東経135度14分48.8秒 エ 北緯35度33分 2.8秒 東経135度14分51.1秒	第一種区画漁業 魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	宮津市宇石浦、宇由 良、宇脇、宇中村、宇小 寺、宇上司、宇銀丘、宇 中津、宇小田宿野、宇 島陰及び宇田井	なし
京区第26号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	宮津市宇波路の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度32分40.1秒 東経135度12分24.1秒 イ 北緯35度32分42.0秒 東経135度12分20.6秒 ウ 北緯35度32分47.7秒 東経135度12分25.3秒 エ 北緯35度32分45.7秒 東経135度12分28.8秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	宮津市宇矢原、宇獅 子、宇獅子崎、宇波路、 宇鶴賀、宇漁師、宇宮 村、宇万年、宇池ノ谷、 宇杉末、宇文珠、宇江 尻及び宇日置	なし
京区第27号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	宮津市宇溝尻の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分23.6秒 東経135度10分57.3秒 イ 北緯35度34分26.2秒 東経135度10分57.5秒 ウ 北緯35度34分26.0秒 東経135度10分59.9秒 エ 北緯35度34分23.4秒 東経135度10分59.7秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	宮津市宇溝尻	なし
京区第28号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	宮津市宇長江の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度38分37.7秒 東経135度15分 9.3秒 イ 北緯35度38分37.1秒 東経135度15分11.2秒 ウ 北緯35度38分34.1秒 東経135度15分 9.8秒 エ 北緯35度38分34.6秒 東経135度15分 8.0秒	第一種区画漁業 藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	宮津市宇大島、宇岩 ヶ鼻、宇長江及び宇里波 見	なし
京区第29号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	宮津市宇大島の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分54.1秒 東経135度16分 1.8秒 イ 北緯35度39分53.0秒 東経135度16分 3.2秒 ウ 北緯35度39分48.2秒 東経135度15分57.9秒 エ 北緯35度39分49.3秒 東経135度15分56.4秒	第一種区画漁業 藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	宮津市宇大島、宇岩 ヶ鼻、宇長江及び宇里波 見	なし
京区第30号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇日出の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分9.4秒 東経135度16分33.5秒 イ 北緯35度40分9.6秒 東経135度16分35.5秒 ウ 北緯35度40分6.4秒 東経135度16分35.7秒 エ 北緯35度40分6.2秒 東経135度16分33.7秒	第一種区画漁業 藻類養殖業	10月1日から 翌年6月30日 まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	与謝郡伊根町宇日出、 宇平田及び宇亀島	なし
京区第31号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇日出の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分 6.2秒 東経135度16分33.7秒 イ 北緯35度40分 6.4秒 東経135度16分35.7秒 ウ 北緯35度40分 3.1秒 東経135度16分35.8秒 エ 北緯35度40分 2.9秒 東経135度16分33.9秒	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	与謝郡伊根町宇日出、 宇平田及び宇亀島	なし
京区第32号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分13.1秒 東経135度17分 3.1秒 イ 北緯35度40分16.4秒 東経135度17分 3.1秒 ウ 北緯35度40分16.4秒 東経135度17分 5.5秒 エ 北緯35度40分13.1秒 東経135度17分 5.5秒	第一種区画漁業 魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	与謝郡伊根町宇日出、 宇平田及び宇亀島	なし
京区第33号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇平田の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分23.9秒 東経135度17分28.9秒 イ 北緯35度40分22.7秒 東経135度17分30.4秒 ウ 北緯35度40分19.9秒 東経135度17分26.1秒 エ 北緯35度40分21.0秒 東経135度17分24.7秒	第一種区画漁業 魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	与謝郡伊根町宇日出、 宇平田及び宇亀島	なし
京区第34号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇平田の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分22.7秒 東経135度17分30.4秒 イ 北緯35度40分21.7秒 東経135度17分31.7秒 ウ 北緯35度40分18.8秒 東経135度17分27.5秒 エ 北緯35度40分19.9秒 東経135度17分26.1秒	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	与謝郡伊根町宇日出、 宇平田及び宇亀島	なし
京区第35号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分 6.1秒 東経135度17分24.6秒 イ 北緯35度40分 7.1秒 東経135度17分23.0秒 ウ 北緯35度40分10.9秒 東経135度17分26.7秒 エ 北緯35度40分 9.9秒 東経135度17分28.3秒	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	与謝郡伊根町宇日出、 宇平田及び宇亀島	なし
京区第36号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分 7.1秒 東経135度17分23.0秒 イ 北緯35度40分 8.1秒 東経135度17分21.5秒 ウ 北緯35度40分11.9秒 東経135度17分25.1秒 エ 北緯35度40分10.9秒 東経135度17分26.7秒	第一種区画漁業 魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	与謝郡伊根町宇日出、 宇平田及び宇亀島	なし
京区第37号	舞鶴市下安久1013の1京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線と距岸15メートルの線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度39分57.4秒 東経135度16分54.9秒 イ 北緯35度40分 0.1秒 東経135度16分51.2秒 ウ 北緯35度40分 5.6秒 東経135度17分 0.1秒 エ 北緯35度40分 5.6秒 東経135度17分 8.3秒 オ 北緯35度40分 3.6秒 東経135度17分 9.7秒 カ 北緯35度39分59.9秒 東経135度17分 7.8秒	第一種区画漁業 魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日 から平成35年12月31 日まで	団体漁業種	与謝郡伊根町宇日出、 宇平田及び宇亀島	なし

京区第38号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分48.9秒 東経135度17分 6.2秒 イ 北緯35度39分42.6秒 東経135度17分 9.4秒 ウ 北緯35度39分40.3秒 東経135度16分59.2秒 エ 北緯35度39分46.6秒 東経135度16分56.0秒	第一種区画漁業 くろまぐろ小割り式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日か ら平成35年12月31 日まで	団体漁業種	与謝郡伊根町字日出、 字平田及び字亀島	漁場の区域に設置する 養殖施設は、以下の規 模を超えてはならな い。 ただし、生け簀の総面 積が5,976平方メー トルを超えない範囲で、 生け簀の形状、規格及 び台数を変更するこ とは差し支えない。 形状：円形 規格：直径40メー トル 台数：3台 形状：八角形 規格：縦48メー トル× 横40メー トル 台数：1台
京区第39号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町浦明の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度37分48.1秒 東経134度55分16.3秒 イ 北緯35度37分52.4秒 東経134度55分14.2秒 ウ 北緯35度37分55.7秒 東経134度55分25.8秒 エ 北緯35度37分51.4秒 東経134度55分27.9秒	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日か ら平成35年12月31 日まで	団体漁業種	京丹後市久美浜町	なし
京区第40号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町湊宮の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度37分47.1秒 東経134度54分14.4秒 イ 北緯35度37分47.1秒 東経134度54分30.3秒 ウ 北緯35度37分38.8秒 東経134度54分30.3秒 エ 北緯35度37分38.8秒 東経134度54分14.4秒	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日か ら平成35年12月31 日まで	団体漁業種	京丹後市久美浜町	なし
京区第41号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町湊宮の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度38分 4.2秒 東経134度53分51.2秒 イ 北緯35度38分 9.6秒 東経134度53分48.2秒 ウ 北緯35度38分 6.8秒 東経134度54分29.1秒 エ 北緯35度38分 0.3秒 東経134度54分29.1秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日か ら平成35年12月31 日まで	団体漁業種	京丹後市久美浜町	なし
京区第42号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町湊宮の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度38分10.0秒 東経134度54分 5.4秒 イ 北緯35度38分13.3秒 東経134度54分 5.4秒 ウ 北緯35度38分13.3秒 東経134度54分29.1秒 エ 北緯35度38分10.0秒 東経134度54分29.1秒	第一種区画漁業 二枚貝垂下式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日か ら平成35年12月31 日まで	団体漁業種	京丹後市久美浜町	なし
京区第43号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町湊宮の地先	次のア及びイの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線から50メートルの 線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度37分59.6秒 東経134度53分38.9秒 イ 北緯35度38分 8.2秒 東経134度53分31.1秒	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日か ら平成35年12月31 日まで	団体漁業種	京丹後市久美浜町	なし
京区第44号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町大向の地先	次のア及びイの各点を結んだ線、ウ及びエの各点を結んだ線並びに最大 高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度37分59.6秒 東経134度53分38.9秒 イ 北緯35度38分 8.2秒 東経134度53分31.1秒 ウ 北緯35度38分20.2秒 東経134度53分42.2秒 エ 北緯35度38分 4.2秒 東経134度53分51.2秒	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日か ら平成35年12月31 日まで	団体漁業種	京丹後市久美浜町	なし
京区第45号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町大向の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯35度38分11.4秒 東経134度53分48.9秒 イ 北緯35度38分13.6秒 東経134度53分48.9秒 ウ 北緯35度38分13.6秒 東経134度53分54.9秒 エ 北緯35度38分11.4秒 東経134度53分54.9秒	第一種区画漁業 魚類小割り式養殖 業(くろまぐろ養殖 業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日か ら平成35年12月31 日まで	団体漁業種	京丹後市久美浜町	なし
京区第46号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町大向の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域 ア 北緯35度38分24.1秒 東経134度53分55.2秒 イ 北緯35度38分23.5秒 東経134度53分56.8秒 ウ 北緯35度38分16.8秒 東経134度53分55.2秒 エ 北緯35度38分17.5秒 東経134度53分53.4秒	第一種区画漁業 魚類小割り式養殖 業(くろまぐろ養殖 業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	平成31年1月1日か ら平成35年12月31 日まで	団体漁業種	京丹後市久美浜町	なし